

「高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立高等学校）に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」の概要

1. 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による社会保障・税番号制度の導入に伴い、大阪府教育委員会の学校納付金システムにおいて、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有することを予定しています。
- 番号法第27条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前には、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を公示し、広く意見を求めるものとされており、本府において作成した「高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立高等学校）に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案」について府民意見等を募集します。

2. 特定個人情報保護評価の位置づけと目的

- 番号法による番号制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し導入される制度ですが、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられます。

そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう、特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施するものです。

なお、当該保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するものです。

3. 評価書名

高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立高等学校）に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

4. 評価書の概要

1 基本情報

(1) 事務の名称

高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立高等学校）

（2）事務の内容（概要）

就学支援金受給資格の審査及び就学支援金の支給状況の管理

- ① 就学支援金の受給を希望する生徒等から受給資格認定申請の受付（1学年時の4月入学時）
- ② 当該生徒等の保護者等の課税情報の照会
- ③ 上記②の結果を基に審査を実施、認定・不認定の結果を通知
- ④ 受給資格認定を受けた生徒等が、引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況の確認をするため、各学年時の7月に上記②及び③を実施
- ⑤ 転出・退学者の就学支援金支給状況について、他府県からの照会に対し回答

II 特定個人情報ファイルの概要

（1）特定個人情報ファイル名

就学支援金受給資格情報ファイル

（2）対象となる本人の数

10万人以上100万人未満

（3）対象となる本人の範囲

府内の公立高等学校に在学する生徒及びその保護者（親権者）等

（4）記録される項目（主な記録項目）

個人番号、その他識別情報（内部番号）、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、地方税関係情報、学校・教育関係情報

（5）保有開始日

平成29年7月予定

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

（1）特定個人情報の入手

特定個人情報を入手する際には、個人番号カード等の提示を求めることにより、個人番号の真正性を確認する。

（2）特定個人情報の使用

学校納付金システムへのアクセスについては、ファイアウォールを設置しアクセスを制限している。また、特定個人情報への操作ログ（ユーザーID、アクセス日時、アクセス内容、出力内容等）を記録し保存する。

(3) 特定個人情報の提供・移転

特定個人情報を提供・移転する場合には、政令で定める安全な措置（番号法第19条第7号、同法施行令第20条第6項及び第7項、同法施行令第21条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。

(4) 特定個人情報の保管・消去

保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却又は溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、物理的に破壊する等、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。

IV その他のリスク対策

(1) 自己点検・監査

評価書の記載内容どおりに運用されているか、年1回担当部署内でチェックを実施し、自己点検を行う。また、保護評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に監査を行う。

(2) 従業者に対する教育・啓発

職員に対して、個人情報保護に関する研修を原則年1回実施する。

外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。

V 開示請求、問合せ

大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター）

大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階

06-6944-6066

大阪府教育委員会事務局施設財務課助成・会計グループ

大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階

06-6944-6913

VI 評価実施手続

基礎項目評価において、しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。

